

高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求める意見書（案）

厚生労働省は、高額療養費制度の自己負担限度額を全ての所得階層で引き上げようとしています。しかも、上限は3年にわたって段階的に引き上げる内容です。

高額療養費制度は、大きな手術などで高額な医療費がかかった場合、所得に応じて一定の上限を定めている制度です。世代を問わず、全ての国民に関わる公的医療保険制度のセーフティネットで、この自己負担限度額が引き上がれば高額な医療費によって治療を断念せざるを得ないなど、命と健康に直結するものとなります。

現在のがん治療においては、長期にわたって継続して治療を受けることを前提とした治療や治療薬が増えており、これらの治療を受けている、または治療薬を投与されている患者は、毎月一定の治療費を払い続けています。70歳未満の現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながら、ぎりぎりの範囲で医療費を毎月支払い続けている患者もいます。高額療養費制度における自己負担限度額引上げは、高額療養費制度の負担上限まで支払っている患者、特に長期にわたって継続して治療を受けている患者とその家族にとっては、生活が成り立たなくなることなどが危惧されます。

世代を問わず高額な医療を受けなければならない可能性があります。必要なのは、国の責任において財源を確保して、誰もが安心して医療にアクセスできる公的医療保険制度を保障し、持続可能な社会保障制度を充実させることです。

よって、国におかれましては、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣